

議 長 日程第3「議案第36号平成27年度松田町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 利 根 川 この補正予算につきましては賛成する立場でおりますけれども、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず歳入、13ページでございます。例年決算がまとまりますとですね、繰越金の増を計上するわけでございますが、これ例年いつもそうですけれども、4,000万、5,000万円の繰越金が出て、それをここの9月議会に繰越金の補正予算をするんですけれども、これはですね、当初予算を見積もるときにですね、今、何のために電算化をして、ぴったりいくようにお金をかけてやってるんじゃないですか。したがって、こんなにですね、当初予算に比べて3,300万円も繰越金が出ると、毎年毎年こういうのが出るということは、内輪に見積もり過ぎるということですよ。内輪に見積もり過ぎてる。ということは何かというと、4月には固定資産税が確定する、6月には町県民税が確定するわけですね。以下6月、7月にかけて国庫負担金、県費補助金、それぞれの事業項目についての上部機関の補助金が確定するわけでございますから、それから歳入歳出をして当初予算を編成するわけです。

ですから、私は毎年思うんですけれども、こんなに繰越金が出すということは、怖いからですね、内輪に見積もって繰越金が出るようにしてるわけでございますけれども、これはですね、当初から100万円単位ぐらいにできるはずですよ。100万円単位。繰越金100万円単位、200万、300万。それならわかりますけれども、毎年3,000万も4,000万も繰越金が出るということはおかしい。当初ですね、この繰越金をもとにしてですね、投資的事業に、3,000万円の投資的事業に振りかえれば、いわゆる国・県の補助金を有利に活用したりですね、起債を充当したりすれば、7,000万、8,000万円の投資的事業が繰り込めるわけで

すよ。町長が政策課題で挙げて新松田駅前の再開発の青写真をかくとか、長期計画をつくるとか、あるいは都市計画道路を決定するとか、そういうその長期にわたったですね、投資的事業になぜこれ組み込むことができないのか。我々がかつてそろばんとガリ版で予算書をつくった時代じゃないわけですよ。さんざんそろばんはじいて、ガリ版を切って予算書をつくった段階だったら、それは繰越金がこのくらいになるよう内輪で見積もったよということわかりますけれども、もうコンピューターではじき散らしてですね、やってるわけでしょう。毎年こんなに出るのはおかしい。これはやっぱり当初予算に見込んで、投資的事業に繰り込むのがプロの行政マンの役割だと思いますけれども、その辺についてまずお伺いをいたします。

政策推進課長 予算積算につきましては、ある程度電算が進んでおりますのでできますけれども、扶助費等出る予定の、火葬料とか扶助費とか、例えばそういうものにつきましては、ちょっと出る予定の数、それ以下ですと歳出が今度できませんので、それをある程度見込ませていただいております。それと入札差金とか県の補助金、国の補助金は若干ふえてこのぐらいの、3,000万という金額になると、そういうことで理解していただければと思います。

4 番 利 根 川 そういう答弁はせざるを得ないと思いますけれども、扶助費とかですね、社会福祉関係の扶助費なんていうのはね、どうやって予算はじき出すかね、私もよく知ってますよ。それは前年、前年度にね、このくらい出たから、ことしはこのくらいいくだろうということでやりゃ、大体変わりゃしないというふうに思います。そういう答弁、政策推進課長せざるを得ないと思いますけれども、これからですね、11月に入ると町長の予算編成方針が出てですね、それに基づいて各担当課でははじき出すわけですよ。ですから、毎年毎年繰越金をこんなに出て、一見的にはこんなに繰越金が出たのかよ、それを繰越金を補正して予備費に持ってってどうのこうの、格好いいかもしれませんけども、我々、我々ですね、町民を代表した議員側から立てば、きちっとした予算見積もりをして投資的事業をなるべくそれに振り分けてですね、予算執行当たるのが、これは当然じゃないかと思っておりますので、この辺において当初予算を編成する場合、きっちりとした繰越金のはじき出しをしていただきたいと思います。また来年の9月に、9

月議会です、また同じ質問をしないようにしてもらいたい。そのときは、おまえ議席がないから質問できないよと言われてれば、それで終わりです。

それでは2つ目の質問に入ります。19ページ、一番下段。懸案事項でございました。3月議会において、町長に対して質問をした。不妊で悩んでおられる方は世の中にたくさんいます。これは病気じゃありません。今のところ病気じゃないというふうに。ただ、それを人に言えない、なかなかこもってしまう。そして女性だけが責められる。特にですね、旦那のお母さんから責められる。結婚して1年もたつのに、まだあんた子供ができないの。ひとりきりで悩む。病院に行ってることも隠さざるを得ない。多額な費用がかかる。ちょっとこれ、不妊治療で病院に行きますとすぐ、新車を買えるだけのお金がかかるそうでございます。

今回、町長補正予算でも対応したいということで、10月補正で、この9月補正で出していただきまして、非常に感謝しているところでございますけれども、きのう、全協でその中身の説明を受けました。正式に、私も質問しましたけど、正式に結婚してる夫婦じゃないと、この補助金の交付の対象にならない。一つそれは差別ではないかという意見申し上げました。事実婚が非常に多い時代です。社会の模範として縛ることができない時代になってしまったということでございますので、これは今後実施要綱をつくって執行していくわけでございますが、その辺も十分加味してですね、執行していただきたいと思います。そうなってくると、県の補助金に対象にならないけれども、町の補助金には対象になりますよと。ねえ、町長。そういうすばらしい不妊治療に対する助成ができるんですよ。きのうの全員協議会で出されたのは、県の補助金の実施要綱丸写しでしょ。だから正規の結婚をしてないと、それに対する不妊治療じゃなきゃ補助金は出さないよと。県の助成基準はそうだけでも、町はそうじゃないんですよ。町はそうじゃない。事実婚であってもですね、それが認められれば補助金の対象にいたしますよ。これが温かいまちづくりだと思いますので、実施要綱を編成して、実施するに当たってはその辺を加味をしてですね、実施していただきたい。これは御答弁は結構でございます。

3番目、これが最後の質問になります。6月議会に引き続いて同じ質問をす

るようになりますけども、御勘弁をお願いをしたいと思います。ページ21ページです。ページ21ページ。なるほどな、なんて言わないでください。負担金補助及び交付金で、町観光協会補助金、減額が244万5,000円減額されてます。これ6月議会でも私発言しましたけども、我々が3月12日に一般会計の当初予算を議決したときに、観光協会の補助金は1,044万5,000円を議決してるわけですね。そして5月30日、私も一般会員として大館秀孝議員とともにですね、この観光協会の総会に出席をさせていただきました。この観光協会でもらった事業計画及び予算で、町からの補助金は850万というふうに計上されてました。ちょっと秀孝議員が質問をされましたけども、その時点で。今回ですね、244万5,000円を減額されるということは、我々は3月12日に1,044万5,000円を議決してるわけですね。これ差し引きしますと800万円です、800万円。観光協会の総会で議決をされた補助金の金額は800万、5月30日。今回この244万5,000円減額してしまうと、50万どっか行っちゃったわけですね。50万。執行側、町長を初め執行側も議決側の、議決権を行使する我々議会側もですね、基本的には民間団体の育成援助をするということが最大の義務でございます。最大の義務。ここでですね、50万円、これどっか行っちゃったということは、篤志家の方が50万円、観光協会に多額な補助金を出されたか、あるいは寄附金が多く集まっちゃったか。はてさて、会長さんが50万円なきゃ50万円出すよと言って出されちゃったのかわかりませんが、この辺はですね、ちょっと私も39年1カ月行政の職員をやってて、議員も8年になりますけれども、団体側の補助金要望に対して、行政側の補助金の予算計上並びに予算確定額が差額があるなんていうのはね、初めてです、初めて。こういうの初めてですよ。ですからあくまでも我々議会側も執行側も、こういう民間団体を育成援助する立場にあるわけですから、ものすごい多額な金額を補助金として要望してきたわけではございません。たかが50万、されど50万ですけども、これおかしいでしょう。観光協会の総会で議決された町への補助金、町から交付された補助金が850万ですよ、今回で、今回出された補正予算で244万5,000円減額しますよ。減額はわかりましたけども、そうなってくると800万になっちゃう。50万どっか行っちゃったの、どこ行っちゃったのということになります。私は、できることであればで

すね、育成援助する立場から言えば、観光協会の議決された補助金と町からの補助金、これはあくまでもイコールじゃなきゃいけない。なぜイコールじゃなかったか、その辺について御説明を賜りたいというふうに思います。

参事兼観光経済課長 その件につきましては、確かに議会のほうで、議会からですね、6月議会に申し入れがございまして、私どもの町といたしましても協議をいたしました。その中で、この50万という金額の内訳ですけれども、昨年まで800万でやっております、今回50万増額に確かなっております。内訳は、職員の退職金、事務局長の退職金の補填という形になっておりまして、町のほうといたしましては、それについては例えば、それは理事会にも出たんですけども、一例を申しますと、理事会の中からですね、出た案といたしましては、実はこの理事会の中で確かに今、776名の会員数があると。しかしながら、実際にはそれ掛けると、1,000円掛けても700…特別会員は5,000円、一般会員は1,000円だと。その内訳で申しますと、予算計上上は歳入として160万見ております。実際にはその計数満額しますと178万何がしかの金になりまして、実際には予算計上上も甘い数字になってるのではなかろうかと。なおかつ、会員増強、その、ある人からそれ出た言葉ですけれども、事務局の説明が非常に消極的で、会員増強をして観光まつりが赤字、赤字というのならば、まずそのもらえなかったなんということはない。去年より数を少なくして予算組みをするというのは、今でも50万円ずつ減っちゃうという影響で、なおおかしな感じになってしまうと。そういうような話も出ております。そのような中で、町といたしましては、その50万につきましては退職金、職員の退職金、事務局長の退職金ということであれば、その今まで会員から取るべきところをまだ取っていないということがあれば、そこら辺のことも考慮に入れてやってくださいよと、そういうような形で説明しております。また、切れるところには切っていただきたい。その中で850万という数字については、町は800万だと。総会の中でも、その244万5,000円の金額につきましては、以後理事会等開催した後にそれをもう一度協議するというふうな形の中で、私どもの回答としては、条件つき800万という回答をしております。ですから、その後、してからもう2カ月以上たちます…2カ月近くたちますけれども、いまだに理事会、もしくは正・副顧問会議開かれてい

ないと。そういう中では、私どもは開かれた観光協会という意味合いの中で、そこら辺を開いた中で要請が、しかる、もう予算の時期になる前に、そこら辺の要望なり、内部での検討が必要だったのではなかろうかなというふうに考えております。

- 4 番 利 根 川 あのね、そういう中身のいきさつがどうのこうのとお聞きしてるわけじゃないですよ。私が先ほどから申し上げてるとおりに、町長並びに町当局は民間団体を育成援助する立場にある。我々議会側もそれも同じです。持つスタンスは、民間団体に対するスタンスは同じなわけですよ。ですから、それぞれの団体が内部で協議をして予算計上をしてきたものに対して、対してですね、町は予算計上し、我々はそれを議決する。これが立場じゃないですか。じゃあ専任職員を置いてる社会福祉協議会、シルバー人材センター、体育協会、みんなそういうやり方してるんですか。してるんなら教えてくださいよ。してないでしょう。きちんと要求してきたものに対して、きちんと応えてるじゃないですか。当初予算に、我々が3月12日に議決した当初予算にのってるそれぞれのその専任職員を置いてる団体の補助金の金額と、社会福祉協議会のことしの5月26日、評議員会で議決した金額はイコールですよ。体育協会もしかり、それからもう一つのシルバー人材センターもしかりですよ。だから私はそこら辺の中身が、事務局長の退職手当がどうのこうのとか、会員手当がどうのって、そんなことは言ってません。あくまでも民間団体を育成援助する立場に立つのであれば、それぞれの団体が出してきた補助金の要望額が法外な値段じゃない限り、それを認めて予算計上をし、我々議会側はそれをまたまたもう一回精査して尊重して議決をする。こういう立場じゃないですか、おかしいでしょという話をしてるのであって、その50万の中身がどうのこうのとかね、そういう話をしてるわけじゃない。

だから今までの議会の中で、当初予算の審議でも、補正予算の審議でも、各議員からはそれぞれ有給の職員を抱える団体の中身について、これがどうの、給料がどうの、中がどうのなんて質問された人は誰もいないですよ。誰もいないということは何か。何回も言うようですけども、我々議会側も町長側も、民間団体を育成援助する立場にあります。ですから、事務局の職員の給与、ある

いは事務局運営費については行政がきちっとして補助金を出します。そのほかの活動費とか、祭典とか、そういうものに対しては民間資金を導入して会員会費をもらったり、テント代をもらったりなんかいろんな収入を上げてやってくださいよと。これは社会福祉協議会でも、シルバー人材センターでも、体育協会でも、みんな同じやり方をしてるんですよ。ですから、あくまでも、あくまでも民間団体が出してきたものに対して、中身が甘いとか辛いとか、我々はそんなことを言ってる立場じゃない。その立場を尊重をして、きちんと予算をして、あとは皆さん頑張ってくださいよという立場に立つのが、執行側もそうですし、我々議会側もそうでしょう。だからこの中身についてですね、各団体のことについてそういう、私から見れば失礼な質疑なんか一切してないはずですよ。してないでしょう、今まで。各議員みんなそうですよ。3月の当初予算でも。それぞれの団体を構成する役職員の方々が、熟慮に熟慮を重ねて予算計上をされて出してきたものに対して、尊重するのが当然でしょうと、そういうお話を申し上げてるんです。

参事兼観光経済課長 それにつきましてですけれども、私どもの説明の中では、前回800万プラス244万5,000円という形で議会のほうにお認めをいただいております。その内容につきましては、前回、前年度同様、今回決算でも出てきておりますけれども、800万でございます。その、例えば当然私どものほうとしては、民間、特に観光協会、商工振興会、町への協力は十分していただいております。その中で、精査した中で、そのような形でお願いしてる。当然無限大で、それでは900万、1,000万出てきたときに、それでお互いとの協議がもとにそこら辺をやっていくべきではなかろうかなというふうに考えた次第でございます。

4 番 利 根 川 全然あなたの答弁になってないんですよ。僕が言ってるのは、中身の話なんか一言も言ってないんですよ、ね。850万を要求してきたということは、その観光協会を構成する役職員の方々が熟慮をして計上してきたんでしょう。社会福祉協議会だって、体育協会だって、シルバー人材センターだって、みんなそうですよ。そういうやり方をして、町に補助金要望を出してきてる。と、町は、おおそうかと、中身を精査して、法外な、その、毎年毎年上げてるわけじゃありませんよ、各団体だって。上げてるわけじゃありません。人件費は町職員が

ベースアップすれば、その部分も同等に上げてくることはあってもですね、法外な値段上げてくることはないんですよ。ですから、それぞれ構成する団体の人たちが、熟慮をして出してきたものに対して尊重をして、町は補助金をつけて予算計上し、我々はそれをまたまた尊重して議決をして、あとはしっかりやってくださいということでお出しをしてる。こんなやり方は僕は前代未聞だと言ってるんですよ。50年近く私は松田町の行政に携わってますよ。50年近くガリ版を切ってそろばんをはじいて、そこからやってきてるんだ。でも、町の補助金で計上された金額と、団体の補助金が計上された金額が違う。違うじゃないかと指摘したら、それ以上の金額を今度は減額して出してくる。それが前代未聞だと言ってるんですよ。じゃあその、私がこの補助金の、今度は減額の問題になってる団体に対してどう考えてるんですか。その人たちがきちんと精査をして出してきたものに対して、尊重して予算をつけるというような姿勢はないんですか、あなたは。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

参事兼観光経済課長 その50万につきましては、先ほど来説明しております。その800万というのが前年度、それにプラスの244万5,000円と。それは前回のこの当初予算を認めていただく段階でも、この議会に説明しております、800万という中で、それは、それでは、そこら辺が今、先ほど来申しておりますけれども、900万、1,000万になったときに、町といたしましても補助金を幾ら出すというのは事前に協議してるわけです。内部ででもですね。それが適正なものなのか、何かを精査した上で、今回は800万プラス244万5,000円と。244万5,000円につきましては、前回6月議会でもお話ございましたけれども、どのようにしていくんだという話があった中でこのように、今回は賃金とフェスティバル委託料に組みかえさせていただいたと、そのような状況でございます。

4 番 利 根 川 もう何回やってもしょうがないですけどね、これで最後にしますけども、私が非常に危惧をするのは、危惧するのはですね、これ、この団体がずっと予算執行して行って来年の3月行って、予算が足らなくなって赤字決算が打たれた場合、町として責任持たなきゃいけないでしょ。俺たちは850万要求したのに、何か最初は一千万で、途中がわけわかんなくなっちゃって、行ったら800万になっちゃって、800万もらっちゃってそれで決算ぶったら赤字になっちゃっ

たと、48万9,000円の赤字ですって、赤字決算を打たれた場合どうしますか。
どうします。その辺をきちっとお聞きしておきます。

参事兼観光経済課長 それについては観光協会でのやはり事業執行となっております。ただし、それに行き着くまでに、町も再三申し上げておるのは、理事会なり正・副顧問会議を開いてくださいよ。そこら辺についての問題は事務局だけではなくて、課員…課員ではないですね。組合員全体、会員全体の問題にもかかわることですので、それ以前の段階でその会議を持ってほしいということ、それについての解決策、そこら辺はすべてそこら辺で議論すべき問題とも考えております。

4 番 利 根 川 もうこれで終わりにしますけども、もう一回。あのね、私がさっき言ってるのはね、さっきから言ってるのはね、その団体が出してきた金額に対して、今まではすべての団体に対して尊重して、法外な補助金じゃない限りそれを尊重してお認めを、認めてですね、町長側は執行、予算計上してきた、そういう経過が50年もあるということですよ。途中で削っちゃって補正して、また差額が50万出てなんて、こんな論議をしたのなんか50年間知りません。知りません、私は一切。だからこういうやり方そのものがおかしいでしょうという話をしてるんですよ。じゃあ、団体が出してきた補助金要望に対して尊重してないの。全然尊重してないの。最終的にね、赤字決算をぶった場合に、誰が責任持つ。その辺をきちっと頭の中に入れておいてください。

それで、最後に町長にお伺いしますけども、これ最後に町長の見解だけお伺いします。私は経済的な関係があって、三大紙を1紙しか取っておりません。ただし神奈川新聞を見たいために、1週間に1回図書館に行って神奈川新聞を全部見てます、1週間分。そこに市町村長の動静が出てる。本山松田町町長の動静の中には必ず午前・午後、観光経済課という名前が入ってる、毎日のように。それだけ町長と観光経済課と調整をされてるんじゃないかと思います。

私が何を言いたいかというと、団体が出してきた補助金を尊重する、尊重してそのまま…そのままというか、内容を聞いてですね、ほとんど手つかず補助金を計上してきたのが今までの町長さんです。こういうふうな形、減額したり、また何かしたりするのは、私は見たの初めてですけども、今後各種団体に対してこういう内容査定して、ここは多いから、少ないからといって、せっかくそ

それぞれの団体が熟慮を重ねてきて出してきた補助金に対して、町長は手を加えるおつもりですか。私が2年前あなたを、ここにいる11名の議員の誰よりも、誰よりもですね、応援した。そのときの本山候補の姿勢は、失礼ですけども、前島村町長は…町長に対して、あなたは行政主権だと。私は住民主権でいく。住民の意見を聞いて、それぞれの各種団体、各町民の意見を聞いて行政に反映させますと。私はそこに共鳴したんですよ。共鳴しました。だからあなたを応援しました。だから、きつい言い方をするかもしれませんが、この観光協会の補助金だって、観光協会に集まる皆さんが、各役職員の皆さんが熟慮を重ねて計上しました。これを尊重するのがあなたの最大の政治指針である行政主権ではない住民主権ではないんですか。あなたはいつから行政主権になったんですか。その辺の見解をお伺いをして、私の質問を終わりにします。

町

長 ありがとうございます。内容的には、今、参事のほうから話がありましたとおりでございますけども、住民主権という話の部分に関しましては、いまだに変わっておりませんし、その中で、中身について精査するのは当たり前の話でございます。ですので、今後も、まず要望が上がってくる前に調整をいたします。いつまでも同じことですけども、それで精査をさせていただいて、ある程度内々の話が決まったというか、そういう方向で行きましょうということ、当然我々も予算査定をさせていただくときに、各種団体の要望についても査定はさせていただいています。ですから、その中で無理、無駄等々があれば省きますし、町の方向性として必要であれば足し算をしますし、そういった姿勢に関しましては、町民の人たちに御理解がいただけるように予算編成をし、また説明をし、この議会の中で御理解をいただいたというふうに判断をしております。

ですから、今現在観光協会の問題の話については、今現在、観光協会としっかりと話を進めておりますので、このところ大きなイベントがあったということで、観光協会のほうも忙しかった。そこはもう我々もしっかりと、その辺はしっかりと理解をしながら話を進めていく。ここは行政と観光協会はけんかをしているわけではございませんので、住民主権という立場で物事を考え、観光協会の観光協会員の人も…の人たちの御意見も頂戴しながら、今後も進め

ていきます。ただ最後にもう一回話しておきますけども、社協さん、シルバー人材センターさん、体協さん、観光協会さんにつきましては、要望が上がったら必ず査定をさせていただいて、すべてが満額で行ってるときもありませんし、逆に足し算をしながら一緒にやっという姿勢は今後も変わらないということだけお伝えしておきます。以上です。

6 番 石 内 また観光協会の件なんですけど、私は一応観光協会の監査という立場にもあるんですけど、監査の立場でこの場で言うわけにはいきませんので、あくまでも議員という形で言わせていただきます。先ほどの800万プラス50万の件については、これは回答は要らないですけども、先ほど町長の話にも一部ありましたけども、十分ですね、観光協会との調整を行ってください。先ほど参事のほうからも観光協会のほうで理事会なりそういう会議の招集がされてないという話なんですけど、これが片づかない限り、私は観光協会ですらそういう会議はできないと思うんですよ、今の時点で。十分これから今後のことを含めて、この50万の本当の意味を理解させるべく努力していただきたい。これはこれだけにとどめておきます。

それともう一つですね、観光協会については従来、4月、5月ぐらいにその補助金の大体60%ですか、それが支払われる。今回7月にやっと出てきた額が、当然額に届いてない。これはどういうふうに町側は考えているのか、まずそれを聞きたいと思います。

参事兼観光経済課長 これにつきましては、今回は条件をつけております。その中の条件と申しますのが、まず、今回これに、通常であればそのとおりにやるんですけども、その後には理事会、前回理事会がですね、5月の20日に開かれまして、また同月の30日に観光協会の通常総会、それから松田町の観光協会の正・副顧問会議が6月の26日に開催されております。そのどこでも出たのが、理事会・総会で決まっていましょうよというのが出ております。今回も、それまで、例えば6月の26日にそういうふうな形の結論が出まして、暫定的にその段階で3分の1をうちは執行いたしました。その後の金額につきましては、少なくとも正・副顧問会議を1回開いて、こういう方針、例えば附帯事項がついたよ。であれば、これについてどういうふうに対応しようよ。当然、私どものほうでも正・副顧問

会議には町長も出席されて、顧問という立場で出ております。ですから、そこら辺でもう一度、内容を煮詰めるべきであると。それをしてくださいよというのが附帯的条件がついております。それを今までそれがなかった。それは再三申し上げて、文書でください、もしくはそのような形をしてくださいという、それをもってうちは出そうというような形で進んでおります。

6 番 石 内 この場でですね、観光協会と役場とのいろんな意見の何ていうか、あれを言う話ではないんですけども、私は先ほども利根川議員が言われたように、補助金の趣旨をですね、どれだけ理解、町がされているのか。特に会計の方向というか、あれは企業会計化、いわゆる地方団体も公会計化にどんどん進んでいくわけですね。特に観光協会というのは、御存じのように指標公開含めて町民、商店、民間です。これはほかの団体と違って、大きな私は特色だと。それがいい悪いは別として。となると、今、会計した指標というのは原価主義じゃなくて、マネーフローですね。いつでもそういう会計が判断できる、そういうシステムでなっている。それを今、観光協会の補助金に適用しろといったって無理かもわからないんだけど、考え方としては、常にそれだけの金額がなければ、経営なり業務が成り立たない。これは前提として考えるべきだ。ということ、今の参事の答弁で、観光協会が十分観光まつりの実施ができていますか。できなかつたときに、町側でどれだけフォローしているのか。それをお聞きしたいと思います。

参事兼観光経済課長 その件につきましても、理事会もしくは正・副顧問会議で規約をつくろうよと。早々にそこら辺に解決する方策をつくりましょうよと。それについての回答をもって、私どものほうでも後々その残金についての執行、例えばそれについていつまでです。前回ですと10月30日という形で文言、10月の末日ですね、までに完了するといううちのほうで条件。それはなぜかと申しますと、理事会等でそのような申し入れがされております。ですから、それが、はい、わかりました、やりますよという形をもって私どもも出す予定でございます。

6 番 石 内 町の考え方はそういうことはわかるんです。今時点であれはないんですか。不払いになっているとか、これから出てくるところ。そういう状況はないという判断ですか。

参事兼観光経済課長 それにつきましては、観光協会が今、委託事業として、また補助事業として行っておりますので、その内容については私どものほうでは詳しくは把握しておりません。

6 番 石 内 こんなことあんまり言いたくないんですけどね、先ほど言った、ことしの場合については7月1日に260万ぐらいしたということですよ。それだと、もう現ナマは今、数十万しかない。それでこの観光協会に各団体、それに支払いが足りると思いますか。

参事兼観光経済課長 その詳しい観光協会の内部の金額については、それは今、観光協会のほうでの事務のあたりになろうかと思えます。ただし、再三申し上げているのは、もしそれが事実であって、お金が足りないということであれば、通常、町に、この場で当然そのような情報の中で私どものほうには質問きてると思うんですけども、観光協会内部の中で理事会なり総会なり、最高決定機関、総会、理事会、正・副顧問会議、今このような状況なんだけれどもという話し合いを持たれるのも一つではなかろうかと私は思っております。

6 番 石 内 全然回答になってないんですね。それは外部から見ての話であって、今言ってるのは、町と観光協会の間を言ってるわけですから。担当者がですね、今の実情を知らない。これ、怠慢ですよ、はっきり言って。従来どおり40%を4月、5月に払ってれば、こんなことないわけですね。そういうことをやっぱり確認した上で対策で今いろんな会議開け、話すのはいいんだけど、全然状況もわかってなくて、やれ、やれと言ったって、これ、開催しても何の意味もないんじゃないですか。結論は町がそういう回答を出してくれない限り、結論は出ないわけですよ。これ以上言ってもしょうがないので、ぜひですね、これはもう一歩踏み込んで観光協会と現状を確認して行って、今、実質観光協会、観光まつり、いろいろ不払いになっているところ、そういうものを確認してですね、早急に対処していただかないと、本当に先ほど利根川議員が言ったように、町民のためのこういう補助団体が本当に意味をなすのか、何のための補助団体、観光協会になっているのかということをもう一度考えてもらってですね、内部の改革について、またそれは別問題だと思うんですよ。現状をまず解決して、それから改革にいてもらいたい。これはぜひそういうものを観光協会

と論議していただいて、その結果を何らかの形で説明していただきたいと思
います。以上、終わります。

議 長 ほかに。

11番 大 館 まず歳入のほうから。地方特例交付金とですね、地方交付税が合計で1,510
万4,000円減額されていますけれども、主たる要因というか、それは何でしょ
う。まずそれから。

政策推進課長 地方交付税につきましては、収入、税金、町税が若干ふえたということが主
な原因だと思います。

11番 大 館 若干という話じゃ抽象的過ぎて話にならないよ。議会だから、そこらの雑談
じゃないから、前年度に比べてこれだけの額が町税がふえましたからね、その
分、減額されましたという説明じゃなきゃ。若干ふえましたから。雑談して
るんじゃないよ、外だよ。ふざけんなよ。

議 長 推進課長に申し上げます。推進課長、交付税は需要額、この点をはっきり説
明してやってください。特に交付税のね、からくりを説明してやってください。
（「それと「ふざけんなよ」は、いいんですか」の声あり）その言葉も再三、
ここは神聖なる議場ですので、なるべく…なるべくじゃなく、完全に発言に注
意してください。（「承知しました」の声あり）

政策推進課長 すいません。ちょっと資料が見つかりました。申しわけないです。基準財政
収入額が約3,000万ふえております。それに比べまして需要額は400万程度とい
うふうにございますので、大体ですけれども。そのくらいの金額ございますの
で、ここで交付税が若干下がった。そのかわり臨財債は若干ふえてるというこ
とでございます。

11番 大 館 失言があったことは謝罪いたします。ただ、興奮してそこまで発しちゃった
ことに対しては、原因はね、先ほども言いましたように、雑談ではありません
ので、場をわきまえて御答弁いただければありがたい。お互いに注意しまし
ょう。

それとですね、次は17ページの弁護士報酬ですね。みろく山荘の件で、756
万も弁護士報酬払ったわけですよ。この裁判については、町には一切責任がな
いということで、逆にとればね、町、損害受けてるわけですよ、これだけの

金額的に。それに対してどのような対応を考えてられるのか、ちょっとお尋ねします。

参事兼総務課長 この裁判に訴える、訴えないというのは、それぞれの方の権利なるものがございませぬ。これ、当初、その事故の原因であったところと相対でやっつけて、その中での話であると我々も考えておったところですが、原告側の方から県及び町も含めてということの訴えが出てきてしまいました。これについて、訴えることをとめることはできませんし、今後こういう事例が出てくるのか出てこないのかということに関しても、何とも申し上げにくい部分がございます。ただ、では、じゃあ今回この町もふだん支出をしないで済む700万を、じゃあ誰かからもらえるのかということでは、ちょっとこれは請求する相手もないということで、まことに残念ではございますが、今後こういう事例がないことを祈ると同時に、個々の仕事についてそういうふうな訴えをされるようなことのないような事務を遂行していくということを職員には徹底してまいりたいと思います。

11番 大 館 確かに町民あるいは各人がですね、町に対して訴訟を起こすのは自由かもしれませんが、町が起因した事故…事件であればね、それはどうにもなりませんけれども、全くこの件、事故については、町が責任がないわけじゃないですか。そういう事例なのに、じゃあ弁護士費用については町が現実に756万も損害こうむってるんだよね。それに対して訴えるのは自由だから、どんどん訴訟をされますよと。それで、その弁護士費用については町がしょうがないですよという、誰にも請求できませんよという話ではね、今まで前町長のときもですね、ある団体からも2回も3回も訴訟を起こされましたよね。それで、その都度、供託金か何かを取られた例が何回かありますよね。やっぱりこれはね、やっぱり町の責任が多少でもあれば、これはしょうがないですけども、全くないわけですから、その辺で泣き寝入りすること自体が町の姿勢としてはおかしいと思う。前例か、ほかの自治体でもこういう例いっぱいあると思いますけれども、どこの団体も、自治体もですね、じゃあ訴えられ損で終わりなんですか。

参事兼総務課長 裁判の結果で今回町にはないということです。訴えられたときに町に何の責任もございませんという保証はございません。裁判の結果によっては、どうな

ったかというのがあります。それで弁護士さんに依頼し、それなりの資料を提供し、裁判活動していただいた中の結果として、町の責任はないということも評価をいただいた。それに対する報酬でございます。

11番 大 館 言ってる意味が理解できてないようですけどね。そうじゃない、そんなの当たり前ですよ。確かに結果を見なければ、それは責任があるかないかは裁判の結果で、裁判の結果、明らかに町には何ら責任がありませんよという結果が出たので、これ、訴えた人の責任の範疇じゃないの。そういうふうを考えるんだけど、私の考えが間違っていたら、これは謝りますけども、やっぱりどこかでね、これちょっと研究してくださいよ。恐らくどこの自治体もこういう事例、いっぱいあると思います。その場合に、700万というかなりの投資的事業、できますよね。これ、町の損害ですよ、単なる。得るものは何もない。お金は取られ損。そうじゃなくて、やっぱりそれらの対応についても、研究するべきじゃないですか。それは確かに訴えるのは自由だから、それに対抗するために弁護士を雇わなきゃいけないのは、対策としてはそれはわかりますよ。でも、裁判の結果が出て、町にはね、責任がありませんよという明白な事実が出たわけですから、それに対して損害をこうむってるわけじゃないですか。そういう考え方は私はおかしいでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議 長 担当課長、総務課長、今、裁判費用のことを言われてるんだから、それを答弁できれば、してやってください。

参事兼総務課長 これはあくまでも弁護士さんに支払う費用でございますので、それがもったいないとか、あれであるというのは、私の中の…町としてもこういう裁判ざたになったのは残念であるとかいう思いはございます。ただ、この費用としてかかるもの、今後同じように裁判を提起された場合には、やはり弁護士等に訴えなければいけない。この事例そのまま言うのも、また差し障りあるかもしれませんが、仮の話として、原告側が県や町を絡めた話で訴えてきたときには、当の当事者であるところに支払い能力がないから、仮の話ですよ、ないから、国や県も…県や町も絡んで、幾らかでももうかればいいのかもしいかないな思いできたかもしれません。じゃあ700万が出ちゃったと。じゃあこの700万、もとのところが、おまえのところのおかげで700万払ったじゃないかと。そう

したら、じゃあその700万、おまえのところで払えよというようなことが現実的に可能かどうか。もともと支払い能力ないので、国や県…県や町を巻き込もうとして向こうが訴えてきた。それに対して、じゃあ…ところで、それは回収できるかどうか。さらに言えば、じゃあそれを訴えたときに、また弁護士費用がかかります。という話になってしまいます。以上です。

11番 大 館 私の言ってる趣旨を何にも理解できてないみたいだから、それはそれとしてね、いいですよ。課長は私の考えがおかしいよと言って、端的に言えばね。だけれども、例えば支払い能力がある人だって訴える可能性もあるわけじゃないですか。ね。前例を言えば小林防火服か、あの件もあったじゃないですか。それ、今、小林防火服さんが支払い能力があるかないかはわかりませんが、そういう事例もあるわけですよ。ですから、訴えられ損というんじゃないで、やっぱりそういうのが可能かどうか研究してくださいよと言ってるのに、もう全くそんなの受けつけないで、そんなことはできませんという、ね。それ、もしかしたら、この訴訟を起こした人が支払い能力あるかもしれないじゃないですか。そうでしょう。もしかしたらですよ。わからないけど。でも、いいよ、もう答弁いいから、しゃべるだけしゃべります。訴訟を起こされてね、起こされて、町は実際に756万、損害をこうむってるんです。だから、それをこういうことがなくなるような手だてというかな、そういうものも含めて、また松田だけじゃなくて、よその自治体もそういう事例があって、そのままなのか。その辺は調査をしてくださいよと言ったんです。それで、小林課長は、そんなこと全く意に介さないで、そのままの持論を言われたんで、でも研究するぐらいはできるでしょう。調査ぐらいは。それをお願いしてる。それ、答弁はいいから。次にいきます。

19ページのですね、健康福祉センターの空調機の修繕ですけれども、築もう何十年かな、あちこち…（「18年」の声あり）器具も含めて、建物も含めて、これ、たしか入浴の場所の空調といったね。今、入浴されてる人が、有料の人が何人くらいあって、前、ずっと以前にはそういう意見もたまに出たことありますけれども、ある程度、採算性も含めて、健全者も入ってるんですよ。ですから、その辺でその状況というのをちょっと、わかったらちょっとお願いし

ます。

福 祉 課 長 ただいまの御質問に回答させていただきます。健康福祉センターのほうは平成9年に竣工いたしまして、かれこれたってきたております。今回の空調設備のほうは、室外機のほうのインバーターのほうが故障いたしまして、コンプレッサーのほうもちょっと危ないだろうということで、ちょっとこの予算を計上させていただきます。今、予算の成立を待っているところでございますので、スポットクーラーを2台ほど入れさせていただいて対応している状況でございます。

 昨年度の健康福祉センターの入浴施設の利用者数でございますけれど、合計で2万1,825人ほど御利用いただいています。ただ、無料の方がそのうち1万7,134人でございますので、有料の方につきましては5,000人弱というぐらいの人数でございます。そのうちお子様料金の方が200人強でございますので、採算性としては余りよろしくない状況ということは御理解いただけるかと思えます。以上でございます。

1 1 番 大 館 わかりました。きのうの全協でね、社協の協賛金か、協賛金のお願いがされました。社協も基金もそれなりに持っていられる。それで、やっぱりある程度、収益事業もしてるわけでしょう。何か、収益というのは、普通一般常識的に考える収益じゃなくて、何とかサービスというの、いろいろあって、無償じゃないわけですよね。それで、例えばあれの飲料の販売とかも含めて。ですから、そういう収益事業も含めてやられているんだよ、たしかね。ですから、入浴についてもね、改善する…してですね、設備そのものが老朽化をどんどんしてきますから、当然その対応するのに、どんどんまだまだ、ここだけで済まないと思う。ね。それで、莫大な修繕費がかかってくる可能性があるわけじゃないですか。それに充てるような、多少でもね、町の負担が少なくなるような方策を考えてもらうように指導しなきゃいけないよね。町に申請すれば町がやってくれるんだという話だけじゃいけないと思うんですよ。その辺を指導をいただければありがたいかなと。答弁はいいです。

 21ページですね、一般事務経費で賃金の臨時雇用賃金が計上されていますけれども、ついでに全部やります。観光協会…観光宣伝事業費が244万5,000円

も減額されているわけですね。それはもう先ほど来4番議員と6番議員が再三質問されてますからいいんですけれども。その額が観光協会の補助金の減額イコールなわけですけれども、町長が町の活性化のためにね、観光事業には力を入れるんだという中では、利用はいずれにしろ、観光協会の補助金まで削って観光事業活性しましょうよという話は、ちょっと考えにくいなというふうに私は感じています。それでですね、一般事務の賃金についても、時間外が多過ぎるから、ね、職員に負担がかかるんだということなんですけれども、今、観光担当は何人ですか。まずそれから。

参事兼観光経済課長 私も含め13人です。観光係ですか。観光係は4名です。

11番 大 館 今ね、松田町で観光係の仕事として主に比重の重いのはね、祭りですね、桜まつりとかハーブフェスティバル、それから先日やった観光まつりとか。産業まつりは担当じゃないのかな。産業まつりもかかわってるわけね。大体四大イベント。それに寄のロウバイまつり、五大イベントですね。（「係が違うって言わなくちゃだめです」の声あり）それで、その中でね、時間外が以前と比べてね、その事業に携わる、ふだんのときにはそんな時間外の変動はないでしょうけども、まずイベントがあるので職員の負担が多くなるという話で、この臨時雇用しようとしてるわけでしょう。だから、今までの機構改革前の段階と、4人体制になって時間外がどのくらい減ったんですか。

参事兼観光経済課長 25年度、27年度比べますと、予算規模で25年度から27年度を引きますと171万、今回少なく計上しております。

11番 大 館 計上してるじゃなくて、実際にそのくらいの差額が出るわけですか。

参事兼観光経済課長 本年度につきまして…25年度につきましては524万5,197円、残業代が出ております。そして今回、平成27年度の予算で見えておりますのが353万5,000円となっております。その差額につきましては171万円ほどというふうになっております。

11番 大 館 機構改革で担当もふえて、なおかつ一般事務経費でね、臨時雇用している意味というのはどういうことなんですか。なおかつ、時間外をゼロにするためにという、臨時雇用するの。

参事兼観光経済課長 臨時雇用につきましては、この先ほどの353万5,000円の今回の計上ですけれ

ども、これはうちの職員、観光推進でかかる、うちの課でかかる残業代ですけれども、それと同時に、うちの課の場合には、例えば今回の観光まつり、全職員体制でやっております。それについての残業分、これは当然うちの課で支払いになっておりますので、それもこの中には計上されております。

11番 大 舘 質問が下手なのかな。理解ができないというか、言ってる意味が。観光担当がね、4人いて、なおかつ臨時雇用するというのは何がどういう原因で雇用しなきゃいけないのか。じゃあ雇用するために観光協会の補助金を244万5,000円を減額したのかね。その辺の兼ね合いというかな、それをちょっと御説明願いたいと思います。

参事兼観光経済課長 町といたしましては、当然今回1,044万5,000円盛ったわけですから、244万5,000円の減額は、でき得るならば観光協会でその分は実施してほしかったというのが現状でございます。受けてほしかった。それが当然、今回賃金という形とフェスティバル事業という形で計上させて振替計上させていただきましたけれども、その中には当然、今までやっておった、例えばイルミネーションのときの夜間の残業代、それ等についても含まれております。ですから、作業内容としては、そういうような面で、これでやってほしいんだけど、今回は交渉の中では受けられないという話があったので、振り替えせざるを得なかった。それと賃金の増については、今まで残業代についてと同時に、これから観光推進のほうにおきましては松田ブランドとか、新しくイベント事業以外のものも出てくる。実際に今回の予算計上もされております。そこら辺でも今回、この賃金を使いながら対応していきたいというふうに考えております。

11番 大 舘 苦しい答弁なのかなと思いますけれども。先ほど来、6番議員と4番議員がですね、観光協会の補助金についてはいろいろ質問されたんで、しつこくなるから極力避けたいと思ったんですけども、観光協会へね、暫定的に執行する額がですね、例年ですと大体600万ぐらいですね。それが200万程度しか執行されてない。それをね、課長は理事会を開いて、その中の要望とか調整をした中で執行しますよなんていうの、その理事会を何で開かなくちゃいけないんですかね。理事会を開く、開かないは観光協会の任意のことでしょう。行政が立ち入る問題じゃないんじゃないですか。何でね、じゃあ町の要求を押しつけるため

に理事会を開かなきゃいけないの。おかしいでしょうね。観光協会は理事会をそこで開かなくても、通常の業務は支障ないわけですよ。何か事故があったり事件があったりすれば、緊急に開いたり。町がちゃんと例年どおりの予算のね、予算の執行を6割、7割なりを暫定的に払ってやらなきゃ、給料も払えないでしょうよ。それで、いろいろなもう行事は執行済みですよ。観光協会のね、最明寺まつりとか、公園まつりかな、それらも含めて、もろもろの支払いが恐らくとまってると思うの。だって、もらわなきゃいけない業者を泣かしてると同じことですよ。町は税金ちょっとおくれると、すぐ督促状をよこして、200円余計取っちゃうじゃないですか。自分たちは取るところは夢中でそういうことをやっていて、払うのは払わないというのは、おかしいですよ。それ、ちゃんときちとね、決められたことについては、じゃあほかの…払ってもらわなきゃいけないし、ほかのね、先ほど言ったシルバー人材センター、それとか体協、それから社協ね、それらのところへも、じゃあ理事会、監事会を開いて、相談しなきゃ補助金を執行しませんよってやってるんですか。

参事兼観光経済課長 この観光協会、ほかの団体はいざ知らず、この観光協会については、もう既に私どものほう、町としては6月の段階で条件付きの回答をしております。その条件はなぜつけたか。それは、その以前に行われてる総会・理事会、そこら辺、顧問会議、そこら辺で言われたことなんです。こういうことをしなさいよという形で。今回850万が800万のうちのほうの交付決定が出た段階で、それは重要なことじゃないかと言えば、正・副顧問会議の中で求められているのは、重要なことについては少なくとも総会・理事会の前に正・副顧問会議を開く、開きなさいよ、開くことができるというようになってるんです。この予算が変わった、自分が原課として850万という予算を出したのに、町から800万だよと。暫定的なもの、この50万の差があるということは、非常に重要なことだと思います。そういう中で町としては、再三正・副顧問会議を開きなさいよと。

11番 大 舘 あのね、執行するときに一々条件をつけるんですか。総会でもちゃんと議決されてるんですよ。しかも我々議会でも、ちゃんと承認してるじゃないですか。執行すりゃいいじゃない。何の条件をつけてるんですか。

町 長 先ほど来お話をさせていただいているように、今現在、そういった件も含め

て、観光協会とちゃんとそういうきちっとした道筋のほうに、要は例年どおり
というか、今までどおりに進めていくように今お話を進めております。ですから、
幾つかこうなった原因について、今いろいろとかみ合わないような話をさ
れてますけれども、前向きに観光協会の方々と一緒にやっていくという話を今
進めておりますので、そういった点で御理解をいただきたいと思っております。以上
です。

11番 大 館 我々はそれを望んでいるだけです。原因がどうのこうのという話じゃなくて。
速やかにね、やっぱりそれは話をきちっと決めてもらって、執行してもらわな
ければ、お金をもらえるべき業者が泣いてるわけですよ。それを我々は心配し
ている。よろしく願います。以上。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第36号平成27年
度松田町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛
成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。午後1時より再開をいたします。休憩の間に昼食をとって、
お願いいたします。暫時休憩です。(11時34分)

議 長 13時の予定より若干早めですが、皆様おそろいですので、休憩を解いて再開
をしたいと思っております。(12時58分)

日程第4「議案第37号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 (提案説明)

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議長 長 日程第5「議案第38号平成27年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 (提案説明)

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 (細部説明)

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第38号平成27年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第39号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。議案第39号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。(13時17分)